

**令和 4 年度**

**教育委員会事務事業点検・評価結果報告書**

**令和 5 年 3 月**

**いちき串木野市教育委員会**

## 目 次

### I いちき串木野市教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

- 1 教育委員会行政評価制度の概要 ----- 1
- 2 令和4年度いちき串木野市教育委員会の取組み方針 ----- 1 ~ 2
  - (1)点検・評価方法
  - (2)点検・評価対象事業
  - (3)評価の流れ
  - (4)行政評価会議委員
  - (5)点検・評価のスケジュール
- 3 いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱 ----- 3

### II いちき串木野市教育委員会の事務事業の点検・評価結果について

- 1 令和4年度いちき串木野市教育委員会重点施策点検・評価項目 --- 4
- 2 令和4年度いちき串木野市教育委員会重点施策評価調書 ----- 5 ~ 11

### 資 料

- 令和4年度重点施策に関連する主な事務事業項目 ----- 12
- 令和4年度重点施策に関連する主な事務事業一覧 ----- 13 ~ 16

# Ⅰ いちき串木野市教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

## 1 教育委員会行政評価制度の概要

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成20年4月から施行された。

地教行法の改正目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行うことが義務付けられたことに伴い実施するものである。

また、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することも規定された。（以下「条文抜粋参照」）

《参考》地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 いちき串木野市教育委員会の取組み方針

### （1）点検・評価方法

「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」については、「令和4年度いちき串木野市の教育行政」における各課の重点施策について点検評価することとする。平成21年度から本格実施している、本市におけるいちき串木野市事務事業評価実施要領に基づき、各課の重点施策に関連した主な事務事業については、各課において評価を行い、点検・評価する重点施策の成果・指標として活用するものとする。

### （2）点検・評価対象事業

いちき串木野市教育委員会の基本方針及び重点目標に基づく重点施策の内、4項目について点検評価する。

評価・点検を行なう重点施策

番号	点検・評価重点施策		重点施策に関連する主な事業
1	1	安心・安全な学校づくり	①学校ブロック塀改修事業 ②市来小学校屋上フェンス設置事業 ③屋外環境整備事業（樹木管理）
2	1	確かな学力の定着と向上	市3アップ教育プロジェクト「学力・学習意欲アップ」事業
	2	心豊かでたくましい児童生徒の育成	市3アップ教育プロジェクト「人権感覚・思いやりアップ」事業
3	1	文化芸術活動の充実	黎明の地ふるさと短歌大会
	2	社会体育活動の充実	各種スポーツ教室の充実
4	1	管理運営体制の強化・充実	学校給食費完納への取組

( 3 ) 評価の流れ

- ① 重点施策の取組状況・重点施策に関連する主な事務事業の評価 ⇒ 各課
- ② 外部評価 ⇒ 行政評価会議委員

( 4 ) 行政評価会議委員

点検・評価の客観性を確保するために、いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱に基づく5人を選任。

番号	氏名	番号	氏名
1	節 政 玲 子	4	大 平 良 徳
2	高 原 加 奈 子	5	倉 岡 八 郎
3	久木野 親 志		

( 5 ) 点検・評価のスケジュール

- ① 重点施策及び重点施策に関連する主な事務事業の評価 令和4年12月実施
- ② 外部評価（行政評価会議）
  - 第1回 令和5年1月25日
  - 第2回 令和5年2月1日
  - 第3回 令和5年2月8日
- ③ 教育長へ答申（委員長） 令和5年2月17日
- ④ 教育委員会議案提出 令和5年3月22日
- ⑤ 市議会への報告 令和5年3月
- ⑥ 公表（市のホームページ） 令和5年3月末

### 3 いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱

#### (設置)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行の状況の点検及び評価を行うため、いちき串木野市教育委員会行政評価会議（以下「評価会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 評価会議は、いちき串木野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する事務の管理並びに執行の状況の点検及び評価を行う。

#### (組織)

第3条 評価会議は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度末までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長)

第5条 評価会議に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、評価会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 評価会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第7条 評価会議の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成22年10月26日から施行する。

## Ⅱ いちき串木野市教育委員会の事務事業の点検・評価結果について

### 1 令和4年度いちき串木野市教育委員会重点施策点検・評価項目

番号	重点施策点検・評価項目		課名	頁
1	1	安心・安全な学校づくり	教育総務課	5~6
2	1	確かな学力の定着と向上	学校教育課	7~8
	2	心豊かでたくましい児童生徒の育成		
3	1	文化芸術活動の充実	社会教育課	9~10
	2	社会体育活動の充実		
4	1	管理運営体制の強化・充実	学校給食センター	11

重点施策	<p>1-1 安心・安全な学校づくり</p> <p>主な事業：①学校ブロック塀改修事業 ②市来小学校屋上フェンス設置事業 ③屋外環境整備事業（樹木管理）</p>
------	--

## 【主な取組状況（令和4年12月現在）】

## 1-1 ①学校ブロック塀改修事業

平成30年度に実施した学校施設におけるブロック塀の安全状況点検調査の結果、本市では、小学校4校（串小・羽島小・荒川小・冠岳小）、中学校3校（串中・串西中・羽島中）で建築基準法施行令の基準に適合しない状態を確認している。

このことから、平成30年度から年次的に危険ブロック塀の撤去や新たにフェンスの設置を進めており、今年度は、串木野中学校の危険ブロック塀改修を進めることとしている。

## 1-1 ②市来小学校屋上フェンス設置事業

市来幼稚園・市来小学校・市来中学校の津波を想定した避難場所は、県の想定される地震に伴う津波到達時間が短時間であることや市の指定している避難場所が遠距離であることから、年少児、特別支援が必要な児童生徒等にとっては避難が困難などの理由により、市来小学校の2階、3階に垂直避難することとしている。

このような状況のもと、市来小学校の学校運営協議会から、「児童生徒の安全や生命を第一に考え、地震や津波も懸念されることから、緊急避難場所として屋上を利用したい」との要望が令和2年度・令和3年度に教育委員会に申出がなされ、今年度、学校施設の津波対策として、市来小学校校舎屋上に一次避難安全スペースを確保するため、転落防止のためのフェンスを設置することとしている。

## 1-1 ③屋外環境整備事業（樹木管理）

学校内に存在する樹木は高木化、大径木化しているものが多く、PTA 愛校作業や職員作業で手入れすることが困難となっている。また、学校隣接地や道路などへ越境しているものも多数存在し、倒木、落枝などによる重大な事故の発生も懸念されるため、定期的に剪定、状況によっては除去する必要がある、継続的に管理する必要があると生じつつある。

このような状況を踏まえ、令和4年度から計画的に樹木管理を行うための実施計画を立て、年1回以上の学校及び教育委員会の樹木点検の実施や年次的な樹木の管理を進めているところである。

## 【今後の方向性】

## 1-1 ①学校ブロック塀改修事業

建築基準法施行令の基準に適合しない7か所のうち、羽島中学校、羽島小学校、荒川小学校、串木野小学校、串木野中学校の5か所については撤去及び改修を行った。閉校（R3.4.1）となった冠岳小学校を除き、残る串木野西中学校1校と他の老朽化したブロック塀の改修を含め、通学路への隣接状況、ブロック塀の高さ、劣化・損傷の状況等を踏まえ、緊急性を見極めながら年次的に対応していく。

## 1-1 ②市来小学校屋上フェンス設置事業

屋上フェンス等については、毎年、学校の安全点検を実施するとともに、危険箇所の把握、解消を適切に行い、学校で実施される防災訓練の緊急避難場所として、市来小学校屋上の活用を行う。

## 1-1 ③屋外環境整備事業（樹木管理）

毎年度、学校の安全点検はもとより、教育委員会及び専門業者による現場確認を随時実施し、樹木の剪定及伐採場所の把握、解消を行い、児童生徒の安全確保に努める。

また、実施計画については、毎年、精査・検討を行うこととし、樹木管理に支障が無いよう必要な見直しを行う。

【外部評価(行政評価会議)主な意見】

1-1 ①学校ブロック塀改修事業

- 計画に沿って年次的に改修していることは評価できる。  
現在基準に適合しているものでも、定期的な点検を実施し、事故の未然防止に努めて頂きたい。
- ブロック塀以外の校舎屋根、外壁、渡り廊下などについても、定期的な点検を行うとともに、児童生徒の安全確保を第一に、必要な改修を進めて頂きたい。

1-1 ②市来小学校屋上フェンス設置事業

- 津波時における児童生徒の避難場所の安全確保のため、必要不可欠な事業であり評価できる。今後は、児童生徒の防災訓練の充実を図って頂きたい。
- 市来小校庭の標高約2m、甌島沖を震源とする地震時の津波(最大7.3m、到達時間25分)と聞いている。市来小へ避難される地域住民も想定し、学校と地域が避難に対する基本的考え方を共有するよう、学校運営協議会や訓練を通じて情報共有を図って頂きたい。

1-1 ③屋外環境整備事業(樹木管理)

- 学校敷地内の樹木の適正な管理は不可欠なものであることから、計画に沿った年次的な取組は評価できる。
- 樹木の剪定は、育成等を考えると3年に1回は必要と思われるので、この点を考慮しながら年次的な計画を実施して頂きたい。  
なお、記念樹の伐採は、学校と確認をしながら、児童生徒の安全を第一に考え、進めて頂きたい。記念樹の植樹は、将来に渡る維持・管理に係る労力や経費の負担が生じることから、学校の子どもたちが学校で利用するテントなどの寄附を考えて頂くなど、PTAをはじめ保護者に学校から理解を得る活動を進めて頂きたい。

重点施策	<p><b>2-1 確かな学力の定着と向上</b>          主な事業：市3アップ教育プロジェクト「学力・学習意欲アップ」事業</p> <p><b>2-2 心豊かでたくましい児童生徒の育成</b>          主な事業：市3アップ教育プロジェクト「人権感覚・思いやりアップ」事業</p>
------	--

## 【主な取組状況（令和4年12月現在）】

<p><b>2-1 市3アップ教育プロジェクト「学力・学習意欲アップ」事業</b></p> <p>「市3アップ教育プロジェクト」の「学力・学習意欲アップ」の取組の柱（①「分かる授業」「できる授業」、②思考力・判断力・表現力を伸ばす授業、③「主体的・対話的で深い学び」の追究、④個々の能力や可能性を引き出す指導、⑤授業力向上を図る研修の充実）を踏まえたチェックポイントを設定し、各学校において毎学期、自己評価を行っている。</p> <p>また、「学力・学習意欲アップ」のための「授業づくり5ポイント」や「市授業づくり5ポイントチェックリスト」を作成、配布し、校内研修等で活用を図っている。</p> <p>夏季休業中に毎年、市学力向上教員研修会を開催し、実践発表や県教育庁義務教育課から講師を招聘してグループワークを交えた演習を行い、教職員の資質・能力の向上を図っている。</p> <p>なお、鹿児島教育事務所、日置市教育委員会と協力し、小学校5・6年生、中学校1・2年生を対象に、「今週の一問」を電子メールで配信し、良問にチャレンジさせている。</p>	<p><b>2-2 市3アップ教育プロジェクト「人権感覚・思いやりアップ」事業</b></p> <p>「市3アップ教育プロジェクト」の「人権感覚・思いやりアップ」の取組の柱（①「相互に人権を尊重し合う教育の充実」、②「よりよく生きるための道徳性の育成」、③「自己指導能力を育む積極的な生徒指導の充実（いじめ・不登校・問題行動等の未然防止）」、④「あいさつ運動の充実」、⑤「感性を磨く読書活動の充実」）を踏まえたチェックポイントを設定し、各学校において毎学期、自己評価を行っている。</p> <p>特に、③「自己指導能力を育む積極的な生徒指導の充実（いじめ・不登校・問題行動等の未然防止）」については、市子どもサミットを毎年実施することを通して、児童生徒による「絆づくり」と教師による「居場所づくり」の重要性を管理職研修会等で各学校に指導している。</p> <p>いじめ問題については、「いじめチェックリスト」を作成、配布し、学校で活用を図ったり、いじめ問題対策委員会からの提言内容を管理職研修会で学校に指導したりしている。</p> <p>また、不登校については、欠席1日目の電話連絡、欠席2日目の家庭訪問、欠席3日目での組織対応をはじめとする初期対応の徹底や不登校児童生徒に対する関係機関と連携した粘り強い対応について管理職研修会等を通じて学校に指導している。</p> <p>さらに、インターネットによるトラブル等については、教師や保護者が具体的な事例を通して安全な利用方法を子どもに指導するように、市生活指導研究協議会や市校外生徒指導連絡協議会等で学校の管理職、生徒指導主任、保護者に指導している。</p>
---	--

## 【今後の方向性】

<p><b>2-1 市3アップ教育プロジェクト「学力・学習意欲アップ」事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市学力向上教員研修会を更に充実させ、学力向上推進の核となる教職員を育成する取組を工夫する。</li> <li>○ 推進校の取組を市全体に広げることで職員研修を充実させ、授業改善につなげる。</li> <li>○ 1人1台タブレット端末を効果的に活用して授業改善及び学力向上につなげる。</li> </ul>	<p><b>2-2 市3アップ教育プロジェクト「人権感覚・思いやりアップ」事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 体系的・系統的なキャリア教育を充実させ、児童生徒の「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」の育成に努める。</li> <li>○ 不登校については、市教育委員会の各中学校訪問による不登校対策指導の実施等を検討中である。</li> </ul>
--	---

【外部評価(行政評価会議)主な意見】

2-1 市3アップ教育プロジェクト「学力・学習意欲アップ」事業

- 市3アップ教育プロジェクト「学力・学習意欲アップ」事業は、数値化の見える化などの工夫があり、効果が分かりやすく、また、学力向上の成果が見受けられることから、これからも継続して頂きたい。
- 年を追うごとに鹿児島学習定着度調査における県平均を上回る教科数が増えているなど、この事業の成果がはっきりと表れており、大いに評価できる。  
なお、この成果は授業に参加してこそ達成できるものと思われることから、授業に参加できていない児童生徒への対応を工夫して頂きたい。
- 子どもたちの学力・学習意欲アップには、個々の教職員の授業づくり（児童生徒が学ぶことが楽しいと思える授業や雰囲気づくり）がキーワードであると感じる。  
個々の授業づくりは様々あると思うので、楽しい授業づくりに繋がるよう、今後の教職員の資質・向上の研修を継続的に実施して頂きたい。
- ICT を活用した授業づくりも大切だと思うが、書く力が弱くなっていると感じるので、子供たちにとって、これまでの「書く」授業の大切さが失われないよう、授業づくりを進めてほしい。

2-2 市3アップ教育プロジェクト「人権感覚・思いやりアップ」事業

- この事業の成果として児童生徒の心の内側を推し量ることは難しいが、「いじめチェックリスト」の活用や不登校に対する初期対応の取組は評価できる。
- 不登校への取り組みは、先生も学校も日々よく工夫し、努力をしていると感じる。  
そのような中で、特に担任の先生の負担が心配される。人には相性があり、担任の前では緊張してしまう児童・生徒が、保健室では養護の先生に甘えて本音を言ってくれることなどがよくあると聞く。見守りが必要と思える児童・生徒について、情報を組織で共有し、それぞれ（教科担当、司書教諭、養護教諭、部活動顧問）の先生が声掛けを行い、児童・生徒と担任の先生が相談しやすい雰囲気づくりを是非、各学校で進めて頂きたい。  
また、子どもへの対応だけでなく、不安のある保護者への相談体制の充実も図って頂きたい。
- ICT を活用した不登校対策として、タブレットの持ち帰りによる授業参加など、学校への復帰に一步前進できそうな取り組みをより一層推進して頂きたい。

重点施策	<p>3-1 文化芸術活動の充実 主な事業：黎明の地ふるさと短歌大会</p> <p>3-2 社会体育活動の充実 主な事業：各種スポーツ教室の充実</p>
------	--

## 【主な取組状況（令和4年12月現在）】

## 3-1 黎明の地ふるさと短歌大会

本市が輩出した歌人、萬造寺齊氏を顕彰するとともに、市の将来都市像「人が輝き文化の薫る世界に拓かれたまち」と本市の教育行政の目標である「ふるさとを愛し夢と志をもち心豊かでたくましい人づくり」の体现を目指して平成29年度から実施している。県内の小・中・高校生・一般を対象に作品を募集（募集期間5月20日～7月20日、一人一首）。応募作品は、県歌人協会会員による審査を経て、大賞、各部門の受賞作品33首を選定。平成30年度からは留学生賞も創設し、10～11月に表彰式を実施している。また、12月末をメドに作品集を作成し、県内全市町村教育委員会、応募校及び関係者等に配布するとともに、翌年度に羽島崎神社境内に優秀作品のパネルを設置している。

## 3-2 各種スポーツ教室の充実

生涯スポーツの充実と、競技団体との連携強化と競技力の向上の二つの観点からスポーツ教室を企画、実施している。生涯スポーツの充実においては、健康づくりと体力維持向上を目的とした「健康づくりスポーツ教室」を実施している（10月～12月に毎週月曜日計12回、健康運動指導士によるニュースポーツ等を取り入れた教室）。

また、競技団体との連携強化と競技力の向上においては、スポーツ協会所属団体との連携によるスポーツ教室を実施している。令和4年度は、コロナ禍の状況を見ながら、実施可能な教室として、「水泳教室」（7月～8月に計8回）、「マラソン教室」（10月～11月に計3回）実施している。

## 【今後の方向性】

## 3-1 黎明の地ふるさと短歌大会

令和4年度で第6回目を迎え、応募数も年々増加傾向にあり、県内でも数少ない貴重な短歌大会として定着してきている。今後とも、短歌を通じた文化振興の取組みとして、また本市の対外的なアピールにつながる取組として、継続することとしたい。

## 3-2 各種スポーツ教室の充実

健康づくりスポーツ教室については、令和3年度から内容を見直し、健康体操とニュースポーツを中心とした教室に変更して実施。参加者から好評を得ていることから、健康づくりと体力維持向上に資する取組みとして、継続していく。

スポーツ協会所属団体との連携によるスポーツ教室については、現行の教室の充実に努めるとともに、野球やバドミントン教室、その他種目団体との新たな連携による教室の企画なども取り入れながら、取組の充実に努める。

## 【外部評価(行政評価会議)主な意見】

## 3-1 黎明の地ふるさと短歌大会

○ 子ども達が短歌大会に参加するにあたり、まず学校で本市が輩出した歌人（萬造寺齊）の説明や短歌の指導を行ってほしい。その方が、短歌を詠む上で深い理解を得られ、子ども達の感性が磨かれると考えられる。

また、優秀な作品は表彰されることで子ども達の意欲や表彰者の自信がつくということから、大会自体も継続的に行ってほしい。

○ 県内では数少ない短歌大会であり、本市の文化的取組として対外への情報発信として、また、優秀作品のパネルによる顕彰はこの事業の大きな“売り”であり、観光資源としても有用であることから、継続して取り組んでもらいたい。

○ 事業の更なる普及発展のため、新聞社等のマスコミとの連携強化を検討してほしい。

### 3-2 各種スポーツ教室の充実

- 健康づくりスポーツ教室の内容が市民ニーズの変化とともに変化していくことは望ましいことなので、今後も市民ニーズを把握しながら取り組んでほしい。  
また、スポーツ協会所属団体との連携によるスポーツ教室は、児童生徒にとってその種目の体験的な場となっており、各種目団体にとっても有意義な事業であることから、各種目団体と連携を深め、種目のすそ野を広げて取り組んでほしい。
- 市内のスポーツ団体の活動以外に、市が行うスポーツ教室については参加者が少なかったりするので、その趣旨と内容を十分精査し明確化した上で、実施してもらいたい。
- スポーツに興味はあるが、参加できる内容が迷ったり、交通の便などに不安があったりする高齢者や障がい者が気軽に参加できるよう、開催場所や交通手段への配慮を検討して頂きたい。
- 近年、子どもの身体能力低下が囁かれている。スポーツ教室に参加することで、子ども達の体力づくりや、自分の好きなスポーツを見つけることができる機会になるので、継続して行ってほしい。

重点施策	4-1 管理運営体制の強化・充実 主な事業：学校給食費完納への取組
------	--------------------------------------

## 【主な取組状況（令和4年12月現在）】

## 4-1 学校給食費完納への取組

- 学校給食費の納入については、年度初めに保護者及び学校関係者に通知を行い、学校給食費の性質や徴収状況を説明し、納入への理解と協力を図りました。
- 徴収方法については、串木野地域は令和3年度から、市来地域は今年度から口座振替による納入を行っています。
- 引落不能世帯に対しては納付書を学校経由で送付し、指定期日までの納付をお願いしています。納付書記載期日までに入金が無かった世帯に対しては、直接保護者への電話催告等を行うとともに、保護者と連絡を取り、自宅を訪問し、給食費の徴収に努めています。
- 本年度においては、食品原材料価格が高騰する中、学校給食費は据え置いています。そのため、2学期以降は、給食食材の品質を保持し、栄養バランスや量を保ったよりよい給食の提供に努めるとともに、ひいてはコロナ禍において、物価高騰に直面する保護者等の負担軽減に寄与するため、市から市学校給食会に対し、食品材料購入助成として680万3,000円の補助がなされています。

## 【今後の方向性】

## 4-1 学校給食費完納への取組

- 学校給食費については、保護者や学校関係者に理解を図りながら徴収を実施してまいります。
- 口座振替による給食費の納入が促進されるように努めます。
- 令和5年度においても、コロナ禍における保護者の負担軽減に努めるため、物価高騰に対応する補助金の交付を模索し、学校給食費の据え置きを検討します。
- 学校給食費の完納に向け、口座振替がなされなかった世帯、納付書による納入がなされなかった世帯への電話催告、訪問徴収等の対策に努めます。

## 【外部評価(行政評価会議)主な意見】

## 4-1 学校給食費完納への取組

- 未納のある家庭にとって未納額が増えると払いづらくなると思われるので、早め早めに納付していただけるよう、取り組んでいただきたい。また口座振替による納入の推進を図っていただきたい。
- 給食費の無償化を行っている市町村からの転入者は、給食費の納付については抵抗感があると考えられることから、徴収に対して理解を得られる取り組みをしてもらいたい。
- 給食費の無償化については、子育て世代にはありがたいが、食へのありがたみが薄くなるという食育の観点や市の負担が増えるという財政的な問題からも、慎重に検討してもらいたい。
- 給食費高騰への対策として、市から補助が行われているということは評価できる。また市から補助があることで給食費が抑制されていることを、保護者へ周知して納付につなげてもらいたい。

# 資料

## 令和4年度重点施策に関連する主な事務事業項目

番号	点検・評価重点施策	重点施策に関連する主な事業	頁
1	1 安心・安全な学校づくり	①学校ブロック塀改修事業 ②市来小学校屋上フェンス設置事業 ③屋外環境整備事業（樹木管理）	13
2	1 確かな学力の定着と向上	市3アップ教育プロジェクト「学力・学習意欲アップ」事業	14
	2 心豊かでたくましい児童生徒の育成	市3アップ教育プロジェクト「人権感覚・思いやりアップ」事業	
3	1 文化芸術活動の充実	黎明の地ふるさと短歌大会	15
	2 社会体育活動の充実	各種スポーツ教室の充実	
4	1 管理運営体制の強化・充実	学校給食費完納への取組	16

# 令和4年度重点施策に関連する主な事務事業一覧

番号	主要施策	事務事業名	所管課	事務事業の概要	主な活動指標		主な成果指標		事業の成果・課題・評価
					指標名	実績(見込)	成果名	実績(見込)	
1-1	安心・安全な学校づくり	①学校ブロック塀改修事業	教委総務課	<p>小中学校に設置してあるブロック塀のうち建築基準法施行令の基準に適合しないものや老朽化したものを年次的に改修し、児童生徒の安全を確保しようとするものである。原則、ブロック塀を撤廃し、フェンスを設置する。</p> <p>【危険度判定7校】                      串木野小・羽島小・荒川小・冠岳小・串木野中・串木野西中・羽島中                      【学校ブロック塀改修計画】                      H30年度：羽島中(改修済)                      R1年度：外観・内部調査、改修実施設計                      R2年度：羽島小・荒川小(改修済)                      R3年度：串木野小(改修済)                      R4年度：串木野中(改修済)                      R5年度：串木野西中                      ※冠岳小は、R3.4.1閉校のため実施しない。(フェールの目隠しブロックのため改修の必要性が低い。)</p>	学校ブロック塀改修整備	建築基準に適合しない学校7校中5校整備済	学校ブロック塀危険箇所整備済の割合	小学校 100% (冠岳小を除く) 中学校 66%	平成30年度、学校のブロック塀の安全点検を行ったところ、7校の建築基準に適合しない状況を確認した。 これまで、平成30年度に7校のうち1校(羽島中)の危険ブロック塀は撤去するとともに、令和元年度にブロック塀改修工事実施設計業務を実施した。 本年度では、地上高が高く、通学路に面しており、傾きやひび割れなどの劣化が激しく、特に危険とされる串木野中学校東側の通学路に沿って約35mの区間とプール内のブロック約15mのブロック塀の改修(撤去、フェンス設置)を実施した。これにより、地震の時などにおける児童生徒の安全性の向上が図られた。 今後、危険ブロック塀については、通学路の現状や、ブロック塀の高さ、劣化の損傷の状況を踏まえ、危険性・緊急性を見極めながら、改修等を推進していく。
		②市来小学校屋上フェンス設置事業	教委総務課	<p>学校施設の津波対策として、市来小学校校舎屋上に一次避難安全スペースを確保するため、転落防止のためのフェンスを設置する。</p> <p>・工事概要：屋上フェンス設置L=150m                      ・市来小学校屋上避難スペース約700㎡                      ・R4.5.1現在の幼児・児童・生徒数                      市来幼稚園園児数28人、                      市来小学校児童数271人                      市来中学校生徒数156人 計455人</p>	市来小学校屋上転落防止柵整備	R4年度整備済	学校施設(市来幼稚園、市来小学校、市来中学校)の津波対策として、市来小学校校舎屋上に一次避難安全スペースを確保するための転落防止のためのフェンスを整備した。 今後は、屋上フェンス等については、毎年、学校の安全点検を実施するとともに、危険箇所の把握、解消を適切に行い、学校で実施される防災訓練の緊急避難場所として、市来小学校屋上の活用を行う。		
		③屋外環境整備事業(樹木管理)	教委総務課	<p>毎年度、学校の安全点検はもとより、教育委員会及び専門業者による現場確認を随時実施し、樹木の剪定及び伐採場所の把握、解消を行い、児童生徒の安全確保に努める。                      また、実施計画については、毎年、精査・検討を行うこととし、樹木管理に支障が無いよう必要の見直しを行う。</p>	樹木の安全点検及び樹木の管理	・学校及び教育委員会の樹木点検 ・定期的な樹木剪定及び伐採	学校の安全点検及び定期的な樹木の剪定及び伐採	・学校(月1回)、教育委員会(年1回以上)の樹木点検を実施 ・定期的な樹木剪定及び伐採を実施	学校に対して樹木の点検を促し、市職員による目視の点検を行った。また危険性の高い箇所については専門業者による確認及び剪定・伐採を行った(または予定)。今後も定期的な樹木剪定・伐採を行い安全確保に努める。 ○実績等 剪定済 照小・荒小・串中・西中・市幼 伐採済 旭小 剪定予定 串小・羽小・生小・生中 伐採予定 串小・照小・生小・市小・生中・市中

# R4重点施策に関連する主な事務事業一覧

番号	主要施策	事務事業名	所管課	事務事業の概要	主な活動指標		主な成果指標		事業の成果・課題・評価
					指標名	実績(見込)	成果名	実績(見込)	
2-1	豊かな学力の定着と向上	市3アップ教育プロジェクト「学力・学習意欲アップ」事業	学校教育課	未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育を推進し、児童生徒一人一人に確かな学力の定着と向上を図るための施策を行う。	市学力向上教員研修会	年1回	市学力向上教員研修会	年1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>市3アップ教育プロジェクトの「学力・学習意欲アップ」の評価では、10項目全てにおいて1学期より向上した。</li> <li>毎年1月に実施される鹿児島県学習定着度調査では、県平均を上回った教科数が令和元年度は2教科だったのに対して、令和2年度は5教科、令和3年度は7教科と向上が見られている。</li> <li>1人1台タブレット端末を活用し主体的・対話的で深い学びを意識した授業改善が進みつつあるが、教職員の個人差が大きいため、更に市ICTスキル向上研修会の内容を工夫していく必要がある。</li> </ul>
2-2	心豊かなたくましい児童生徒の育成	市3アップ教育プロジェクト「人権感覚・思いやりアップ」事業	学校教育課	お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進し、児童生徒一人一人に夢や希望を実現する能力の育成を図るための施策を行う。	市子どもサミット 市管理職研修会 市生活指導研究協議会	年1回 年8回 年3回	市子どもサミット 市管理職研修会 市生活指導研究協議会	年1回 年8回 年3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>市子どもサミットでは、市内小・中学校の代表が「私たちのふるさとをよりよいまちにするために自分たちでどんなことができるだろうか」をテーマに協議し、3つの提言をまとめた。</li> <li>市管理職研修会では、全8回において、問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に対する指導を行った。また、不登校に関する研究協議は校長研修会、教頭研修会いずれにおいても実施した。</li> <li>市生活指導研究協議会では、問題行動について具体的事例を通して児童生徒に指導したり、生徒指導上の諸課題については、組織で対応したりすることを徹底するように各学校の管理職・生徒指導主任・保護者に指導した。</li> </ul>



# 令和4年度重点施策に関連する主な事務事業一覧

番号	主要施策	事務事業名	所管課	事務事業の概要	主な活動指標		主な成果指標		事業の成果・課題・評価
					指標名	実績(見込)	成果名	実績(見込)	
4-1	管理運営体制の強化・充実	学校給食費完納への取組	学校給食センター	栄養バランスに優れた献立を通して、成長期の児童生徒に必要な食事を提供するための食料料費は、保護者負担となつているため、保護者や学校関係者に理解と協力をいたただきながら、円滑な運営を図っている。	給食費徴収率	徴収率 100%	給食費徴収率	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度 調定額 105,846,945円 収入済額 105,846,945円 未納額 0円</li> <li>令和4年11月末 未納額 1,473,050円</li> </ul>	食料料費は、保護者負担となつているため、保護者や学校関係者に理解と協力を得られているが、徴収方法の変更により未納件数が増加傾向にある。